

先輩等から勧められた「競馬ソフト」による トラブルにご注意！

会社の先輩から食事に誘われ、「今、競馬ソフトで稼いでいる」と話をはじめた。知り合った業者が説明するから、一緒に話を聞こうと言われ、長時間に渡って説明された。

それを始めるには高額なソフトを購入する必要があり、代金は現金一括払いと言われ、消費者金融2社から借りて支払った。

8日過ぎてから先輩が「友人の中にも稼ぎたい人はいないか。購入者を探して売れば、収入になる。」と教えてくれたので、友人を誘ったが、おかしな話で本当に儲かるのかと言われ困惑している。

借金の返済もできそうにないので、解約返金を希望しているが何とかならないか、という相談が多く寄せられています。

販売の目的を告げずに、喫茶店や営業所などで勧誘し、高額な契約を結ばせる「アポイントメントセールス」や、友人や知人などに「必ず儲かる」などと言われ、高額な契約を結んでしまう「マルチ商法」には充分注意しましょう。

不審に思ったり、契約トラブルにあったら、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン い や や

局番なしの **1 8 8**

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から17時まで

〇〇市（町村）消費生活センター